

1.3 居宅介護支援に係る本標準仕様の適用範囲

居宅介護支援事業所等（小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある居宅サービスを含む）とデータ連携を行う範囲は、以下のサービス種別とする。

介護給付		
サービス種類		連携対象
11	訪問介護	○
12	訪問入浴介護	○
13	訪問看護（※定期巡回連携型も対象）	○
14	訪問リハビリテーション	○
15	通所介護	○
16	通所リハビリテーション	○
17	福祉用具貸与	○
21	短期入所生活介護	○
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○
2A	短期入所療養介護（介護医療院）	○
31	居宅療養管理指導	○
71	夜間対応型訪問介護	○
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○
72	認知症対応型通所介護	○
78	地域密着型通所介護	○
73	小規模多機能型居宅介護	○
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
77	看護小規模多機能型居宅介護	○
79	看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
33	特定施設入居者生活介護	対象外
27	特定施設入居者生活介護（短期利用）	○
36	地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	○
32	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○
41	特定福祉用具販売	対象外
42	住宅改修	対象外
51	介護福祉施設サービス	対象外
52	介護保健施設サービス	対象外
53	介護療養施設サービス	対象外
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	対象外
59	特定介護サービス等	対象外
81	市町村特別給付	対象外

1.4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る本標準仕様の適用範囲

地域包括支援センター等（居宅介護支援事業所、介護予防小規模多機能等の介護支援専門員の配置義務のある介護予防サービスを含む）とデータ連携を行う範囲は、以下のサービス種別とする。

予防給付		
サービス種別		連携対象
62	介護予防訪問入浴介護	○
63	介護予防訪問看護	○
64	介護予防訪問リハビリテーション	○
66	介護予防通所リハビリテーション	○
67	介護予防福祉用具貸与	○
24	介護予防短期入所生活介護	○
25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○
26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○
2B	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	○
34	介護予防居宅療養管理指導	○
74	介護予防認知症対応型通所介護	○
75	介護予防小規模多機能型居宅介護	○
69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○
35	介護予防特定施設入居者生活介護	対象外
37	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外
39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○
44	特定介護予防福祉用具販売	対象外
45	介護予防住宅改修	対象外
59	特定介護サービス等	対象外
81	市町村特別給付	対象外

介護予防・日常生活支援総合事業		
サービス種類		連携対象
A1	訪問型サービス（みなし）	○
A2	訪問型サービス（独自）	○
A3	訪問型サービス（独自／定率）	○
A4	訪問型サービス（独自／定額）	○
A5	通所型サービス（みなし）	○
A6	通所型サービス（独自）	○
A7	通所型サービス（独自／定率）	○
A8	通所型サービス（独自／定額）	○